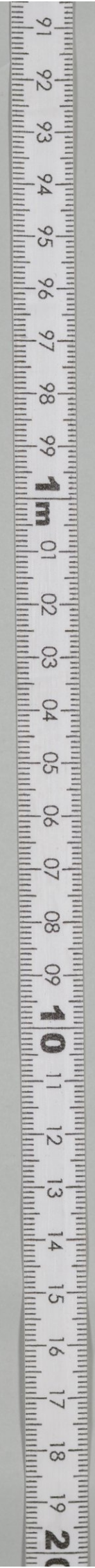


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和拾年貳月四日設立

合資
會社
丸二運送店定款寫



合資會社丸二運送店定款

第壹章 總則

第壹條 本社ハ次條ニ規定スル目的ノ為メニ
設立スル合資會社トス

第貳條 本社ハ鐵道貨物ノ運搬配達其他
荷物ノ運送業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第參條 本社ノ商號ヲ合資會社丸二運送
店ト稱ス

第四條 本社ノ本店ヲ東京市ニ置ク。但シ
支店ヲ便宜ノ地ニ設置スルコトヲ得

第貳章 社員及出資

第五條 社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及

責任者左ノ如シ

東京市大森區入新井五丁目參百五拾貳番地

一金壹千五百圓也 無限 井深 己三郎

東京市品川區大井阪下町貳千七百貳拾參番地

一金壹千圓也 有限 井深 新一

東京市大森區新井菰田目九百四拾五番地

一金五百圓也 有限 内藤 將連

第參章 業務執行及會社代表

第六條 本社ノ業務執行社員之レヲ執行ス

第七條 業務執行社員ハ壹名トシ總社員ノ

同意ヲ以テ無限責任社員中ヨリ之レヲ選

任ス

(複寫用美濃判 拾貳)

第八條 業務執行社員ハ會社ヲ代表ス

第九條 業務執行社員ノ任期ハ滿貳ケ年トス

但シ任期滿了ノ後再選スルコトヲ妨ケス

第十條 業務執行社員ノ報酬ハ社員ノ過半

數ヲ以テ別ニ之レヲ定ム

第四章 計算

第十壹條 營業年度ハ毎年壹月貳日ニ

始マリ拾貳月參拾壹日ニ終ル

但シ毎年五月、拾壹月ノ貳期ニ決算ヲ為ス

第十貳條 業務執行社員ハ營業年度ノ

終リニ於テ計算ヲ為シ左ニ掲クル書類ヲ

提出スルヲ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

壹、財產目錄

貳、貸借對照表

參、營業報告書

四、損益計算書

五、利益配當ニ関スル議案

第拾參條

業務執行社員ハ他ノ社員ノ請求

アリタル時ハ前條ノ時期外ト雖モ會社ノ業

務又ハ財産ニ関スル重要ナル事項ハ之レ

ヲ社員ニ報告スルコトヲ要ス

第拾四條

各社員ノ損益ノ分配ハ第五條ニ

掲ケタル出資ノ割合ニ依ル

但シ有限責任社員ノ損ノ負擔ハ出資ノ目

的ト爲シタルモノ外ニ及ホサス

第五章 解散

第拾五條

本社ノ存立時期ハ此定款作成ノ日

ヨリ滿拾ケ年トス

第拾六條

本社ハ前條ニ定メタル存立時期ノ

滿了ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一、總社員ノ同意

第六章 附則

第拾七條

本社ハ本定款ニ定メナキ場合ハ總テ

商法ノ規定ニ因ル

合資會社九二運送店設立ノ爲メ商法第

百五條第百六條第百四拾九條及第百五拾條ニ

依り此定款ヲ作り各社員左ニ署名捺印ス

昭和拾年貳月四日

井深 己三郎

井深 新一

内藤 将連